

社会福祉法人 そよかぜの会  
役員等の報酬規定

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人そよかぜの会における役員等の会議出席等に関する報酬について定める。

(役員等)

第2条 この規定の役員等とは次に記載するものとし、当法人定款による定員は記載の通りである。

① 評議員選任委員	定員 5名
② 評議員	定員 7名
③ 理事	定員 6名
④ 監事	定員 2名
⑤ 顧問・相談役	若干名
⑥ 苦情対応第3者委員	若干名

第3条 役員等（理事長、顧問、相談役を除く）に対しては以下に記載の通り役員等報酬を支払う。ただし、役員であることによる報酬ではなく、それぞれの会議出席に応じた報酬とし、交通費等費用弁償を含むものとする。【別表1】参照。

(ア) 評議員選任・解任委員に対しては、選任・解任委員会開催ごとに委員会出席の報酬を支払う。ただしその額は理事会で決議した額とする。なお、職員兼任の委員がその勤務時間内に開かれた委員会に出席した場合はここに記載の報酬は支払わないものとする。

(イ) 評議員に対する報酬については、定款第8条にその年間総額を¥210,000-を超えない範囲と定め、この範囲で、評議員会出席回数に応じて報酬を支払う。ただし、会議出席ごとの報酬額は評議員会において決議した額とする。

(ウ) 理事（理事長を除く）に対しては理事会開催ごとに会議出席報酬を支払う。ただしその総額及び各支払額等については評議員会において決議された額の範囲内とする。なお、職員兼任理事がその勤務時間内に開かれた理事会に出席した場合は、ここに記載の報酬は支払わないものとする。

(エ) 監事の理事会・監事会（監査業務）への出席に対し会議出席の報酬を支払う。ただし、その総額及び各支払額等については評議員会で決議された額の範囲内とする。なお、税理士である監事に対しては評議員会で決議された範囲で別途追加報酬を支払うことができる

(オ) 苦情処理第3者委員が当該会議に出席したときは【別表1】記載の報酬を支払うことができる。

(理事長、顧問、相談役に対する報酬)

第4条 理事長に対しては、法人の代表としてふさわしい給与を役員報酬として【別表2】記載の通り支払うことができる。この額は評議員会で決議する。

- 2 顧問、相談役についてもその職責に応じて【別表2】記載の報酬を支払うことができる。この額は理事会で決議する。

(常勤役員の退職慰労金)

第5条 常勤の役員(理事及び理事長、監事で職員を除く)が退職するときは、退職慰労金を支給することができる。その額は退職時の月額報酬に在職年数(年度中途の場合は月割)を乗じた額を基本とし、当該役員の貢献度により最大5倍を限度とする貢献加算金を支払うことができる。ただし、評議員会の決議を要する。

(出張費用)

第6条 役員等がその業務のために出張するときは、当法人の給与規定第28条に規定する旅費規定により旅費を支給する。

(規程の変更)

第7条 この規定を変更するときは評議員会の決議を必要とする。

付則

- 1 この規定は平成15年 9月 1日から施行する。
- 2 この規定は平成22年 4月 1日より施行する。
- 3 この規定は平成29年 4月 1日より施行する。